

中部運輸局自動車交通部

令和5年10月24日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

松岡、桑原 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

神戸、前田 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：有限会社 南洲運輸（代表者：池田 博文）

住所：愛知県愛西市内佐屋町佐屋河原55番地1

営業所：立田営業所（愛知県津島市西柳原町3丁目38番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年10月24日

処分内容：① 事業停止14日間

② 車両使用停止処分400日車（5両を80日）

③ 文書警告

④ 輸送の安全確保命令

3. 監査端緒

無車検運行を行った疑いがあったため、中部運輸局が当該事業者に対して監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた（無車検運行を行っていた）。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）

- (2) 認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (3) 認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (4) 認可を受けないで、営業所別配置車両数を変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (5) 届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)
- (6) 営業所において、運送約款を掲示していなかった。
(貨物自動車運送事業法第11条)
- (7) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (8) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。(健康診断未受診)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (9) 自動車検査証を備え付けず運行していた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (10) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (11) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (12) 点呼の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (13) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

- (14) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (15) 業務の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (16) 業務の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (17) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (18) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (19) 運転者等台帳を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (20) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (21) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (22) 運転者に対する指導監督の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (23) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
- (24) 輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第24条の3)

(25) 社会保険等に加入義務のある者が未加入であった。

(貨物自動車運送事業法第24条の4)

(26) 損害賠償の支払能力の確保が十分でなかった。

(貨物自動車運送事業法第24条の4)

(27) 事業実績報告書を提出していなかった。

(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 54点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 64点